

## 論文概要書

## 水島朝穂『現代軍事法制の研究——脱軍事化への道程』

(日本評論社、1995年11月刊)

## はじめに

一般に、国家の軍事機能に関する法領域は「軍事法制」と呼ばれ、伝統的に行政法分野のテーマとされてきた。憲法学においては、日本国憲法の徹底した平和主義との関係で、こうした分野の具体的・実証的分析は必ずしも十分に行われてこなかった。本書は、憲法学の立場から、現行のいわゆる「防衛法令」の体系だけでなく、関連する各種の「有事法制研究」のレベルのものにも目配りをしながら、軍事組織それ自体のありようや、その構造変化に着目しつつ、「軍事法制」をめぐる様々な現実的諸問題を検討するものである。ただ、その際、行政法学的検討ならば当然に行われるであろう、「防衛組織法」「防衛作用法」「防衛勤務法」「防衛負担法」といったカテゴリー系列に即した、体系的・網羅的叙述は行われていない。むしろ本書では、「軍事法制」のいわば「憲法社会学」的分析に主眼が置かれているといえるだろう。

本書は、次の7章より成る。第1章「『安全保障』をめぐる諸問題」、第2章「現代軍事法制の構造——その1」、第3章「現代軍事法制の構造——その2」、第4章「緊急事態法制の展開——その1」、第5章「緊急事態法制の展開——その2」、第6章「『ポスト冷戦』の軍隊の新しい機能——PKOと海外派兵」、終章「脱軍事化への道程——軍事法制の終焉」、である。

叙述の順序は次の通りである。まず第1章で、「軍事法制」の前提を

W
学位論文
2505
2

なす「安全保障」をめぐる条件および環境の変化が検討され、第2章および第3章における「軍事法制」の構造分析、第4章および第5章における「緊急事態法制」の比較検討を踏まえつつ、第6章における冷戦後の軍事力の新しい機能の検討を経由して、終章での「軍事力によらざる平和保障」の提示へと繋がっていく。こういう流れである。以下、各章、各節ごとに、主な論点と内容の概要について述べることにしたい。

### 第1章 「『安全保障』をめぐる諸問題」

本章は、2節より成る。あえて「安全保障」に括弧をつけたのは、この概念が、国家安全保障に一元化されて理解されがちであり、また日本国憲法の平和主義に適合的な形に再措定される必要があるという事情による。「平和保障」という用語の方が適切といえるが、本書ではさしあたり、一般的な用語である「安全保障」を用いることにした。

第1節「現代日本の『安全保障』」では、日本国憲法の平和主義の一般的特徴づけを行った上で、現代「自衛権」論の諸相が分析される。そこでは、通説たる「武力によらざる自衛権」説が批判され、「九条が一切の軍事的オプションを否定した結果、国際法上存在する『自衛権』も、国内の憲法レヴェルの問題としては、その存在を否定されている。…日本国憲法の平和主義の歴史的先見性・先駆性は、『自衛権』概念の否定にまで徹底されたものと解すべきである」との結論が導かれる。

次に、憲法9条適合的な安全保障の形態が検討される。一般に安全保障の形態には、(1)個別的安全保障、(2)対抗的安全保障、(3)集団安全保障、(4)中立主義、の4つがある。日本国憲法は、(3)を基本としながら、手段において非武装を貫させたものと解される。ここで、憲法学者の共同研究『総合的平和保障基本法試案』(1987年)についての

検討もなされる。

第2節「『ポスト冷戦』の『安全保障』問題」。本節は、日本公法学会第57回総会(1992年、中央大学)での報告をまとめたものである。まず、憲法の平和主義の問題を検討するまでの前提問題として、平和と安全保障をめぐる諸条件の変化が、(1) 平和・安全保障論の転換、(2) 冷戦の「終焉」と地域紛争、(3) 湾岸戦争後の世界秩序、(4) 環境と戦争との関係、という論点に即して検討される。そして、近年、焦点となってきた「集団安全保障」の新しい問題性が、平和維持活動の「変容」などに即して論じられる。その際、背後にある、大国の「選択的人道主義」の存在と問題性が明らかにされる。同時に、国連の集団安全保障体制の枠組での協力の形態が多様でありうることも明らかにされる。さらに、日本の問題を考える上で参考となりうる、ドイツのNATO域外出動の問題もここで簡単に言及される。

結論的に、日本国憲法の平和主義の積極的意味内容と、国連に対する協力の方法の再検討の必要性などが指摘される。

## 第2章「現代軍事法制の構造——その1」

本章では、現代の軍事法制の構造的問題の一端が、旧西ドイツの再軍備過程における構想や議論を通じて、また、軍隊内部の構成員の自由の問題や、現代における軍隊の統合の鍵である精神基盤（「精神教育」）の問題を通じて明らかにされる。

第1節「現代軍事法制の形成——旧西ドイツの再軍備過程」。本節では、1950年代の旧西ドイツの再軍備過程の分析が中心となる。その際、現代における「軍と社会」という社会学的課題が意識される。

まず、旧西ドイツの再軍備過程の特徴として、ナチス的「過去」の負

債との関わりで、単独の軍ではなく、常に「西側防衛同盟に統合されるべき軍」という前提が求められたこと、軍人の基本権保障や、防衛監察委員などの議会統制の具体的制度など、「過去との切断」を示す具体的「形」が求められたことが、対外的条件および対内的条件（世論）を踏まえつつ明らかにされる。ここでのキーワードは、「制服を着た国民（市民）」であり、その具体化としての「内面指導」(Innere Führung)である。

「内面指導」とは、「軍の内部組織的な自己理解および行動と、軍と部外の市民的世界との関係を定義する、軍のあらゆる成文・不文の諸規定および諸準則総体」とされ、民主主義的・法治国家的軍事制度の指導理念となった。「内面指導」構想の立法レベルでの具体化として、(1) 軍人の公民権保障、(2) 上官の命令権限・懲戒権の制限、(3) 軍法會議の廃止、(4) 勤務と余暇の分離、(5) 命令に対する審査権、(6) 防衛監察委員の制度や、職場代表の参加権などがある。ただ、「内面指導」はこれらの制度に尽きるものではなく、軍人の「人間指導」や「政治教育」といったソフト面がむしろ重要である。「内面指導」は、人間の尊厳に立脚し、市民的自由を可能な限り保障され、かつ命令に対して盲目的服従ではなく「批判的服従」をなす、新しいタイプの軍人を指向している。ただ、「内面指導」の形式化や、「伝統派」の抵抗など、これが必ずしも十分には実現していないという問題があることも明らかにされる。

第2節「軍人の自由」。本節では、軍人の自由について検討される。まず、市民社会と軍隊社会の構造的相違点を浮き彫りにされる。民主主義に基づく社会の原理は、下から上に向かって構成されており、その基本要素は「選挙」である。一方、軍隊は上から下に向かって構成されて

おり、その基本要素は「命令と服従」である。この軍と社会の不合致性を前提にして、軍隊内部における軍人の自由の問題が論じられる。軍事組織との関係で「自由」を論ずる場合、大きく、軍事組織内部における構成員の自由の問題（軍人の自由）と、軍事負担の諸形態からの自由をも射程に入れた「軍事組織からの自由」とに区別される。ここでは、前者の軍人の自由の問題が、ドイツの問題状況に即して検討される。

ドイツにおいては、軍人法6条が「軍人は、他の国民と同様の諸権利を有する。これらの権利は、軍事勤務の必要性の枠内で、法律上根拠づけられた諸義務により制約される」と定めており、軍人にも原則として市民的自由が保障される。これを制限する根拠は、連邦軍に対する憲法的委任（87a条）のみであり、伝統的な「軍人的団体精神」がそれ自体制限基準となるわけではないこと、また、軍人法に基づいて意見表明の自由を制限する場合でも、人間の尊厳の不可侵性、必要最小限度の原則、比例原則といった憲法的な「制約の制約」に服すること、そして、第1節でみた「制服を着た国民」の指導理念に基づく「内面指導」構想が、基本権保障を軍事領域に拡大していく回路の役割を果たしていること、などが指摘される。そして、「ポスト冷戦」の新しい条件のもとで、「軍事組織からの自由」の問題も次第に重要性を帯びつつあることも指摘される。

翻って、日本の場合、自衛隊の隊員の権利制限の度合いは、ドイツの場合よりも厳しい。「内面指導」構想のような施策が日本自衛隊の内部でも行われていく可能性に言及しつつ、自衛隊員の市民的自由拡大の必要性が強調される。

第3節「軍隊における『精神教育』」。本節では、軍隊内部における「精神教育」という特殊問題が扱われる。

まず、戦前の帝国軍隊の構造的特質が、特に「軍と社会」の関係に即して検討される。その際、戦前の「改革派」軍人の所説が紹介される。そこでは、「軍隊の内面にデモクラシー的精神を充実せしめる」ことが強調されていた。次いで、「デモクラシー的精神」とは程遠い、帝国軍隊の「精神教育」の実態が検討される。「精神教育」の目的は、命令に絶対服従の軍人を創出することにある。帝国軍隊の場合、「違法命令」への服従を含め、特別の命令服従関係が、通常の服務規律の範囲を越えて貫徹していた。その命令が「天皇」の命令によってのみ正当化される、「特異なる服従観念」を形成していた。

一方、かかる帝国軍隊が組織的にも精神的にも崩壊した結果、自衛隊では「精神的基盤」の欠如が問題となってきた。自衛隊では「精神教育」の柱として、もはや天皇は前面に出てこない。ただ、「自衛隊員統合の象徴」としての地位はキープしているようである。違法命令に対する服従の問題では、戦前への反省から、絶対的服従は否定されているが、ドイツ軍人法に比べれば不十分である。

以上の検討を踏まえ、愛国主義やナショナリズムの強調に主眼を置いた「精神教育」ではなく、多元的諸価値の承認の上に立ち、かつ日本国憲法に忠実の人権教育、憲法教育、平和教育の体系的実施の必要性が強調される。

### 第3章 「現代軍事法制の構造——その2」

本章では、軍隊に対する議会統制と、軍事司法制度、そして軍事情報の公開との関わりでの秘密保護制度の問題が、順次検討されていく。

#### 第1節 「軍隊に対する議会統制——ドイツ連邦議会防衛監察委員」。

本節では、軍隊に対する議会統制の一形態である軍事オンブズマンの

制度（防衛監察委員）が検討される。軍事オンブズマンの起源は、1915年スウェーデン憲法にある。旧西ドイツの再軍備過程でこの制度が採用されるにあたっては、戦前スウェーデンに亡命していたドイツ社会民主党E・パウル議員の努力に負うところが大きい。防衛監察委員は、連邦議会の単純過半数により選出される。その身分は、官吏でも議員でもなく、連邦大臣の地位に照応する公法上の勤務関係である。独自のスタッフを有し、連法議会および連邦議会防衛委員会の指示に基づき一定の事項を調査し、かつ自らの裁量で、軍人の基本権の侵害や「内面指導」の侵害事例の調査を行う。そのため、資料請求権や、事前の予告なしの「部隊訪問権」を与えられている。本節では、この防衛監察委員制度が議会統制の一形態であること、連邦議会と連邦軍との間の媒介機能をも有することなどが指摘され、議会補助機関および特殊な請願機関としての法的性格が明らかにされると同時に、基本権保障にも寄与する点が指摘される。

次に、具体的に、1990～92年度の防衛監察委員報告書に即して、具体的活動が紹介される。各年度報告書には、統一後のドイツ連邦軍の複雑な問題が浮き彫りされている。たとえば、東ドイツの国家人民軍（NVA）を縮小吸収した結果、部内に生じている待遇や福利厚生面などにおける様々な問題、増大する兵役義務者の問題、NATO域外出動をめぐる問題などである。防衛監察委員は、独自の情報収集や、軍人からの直接の請願、さらに各種報告書の公表を通じて、連邦軍の内部問題について世論の喚起をはかる機能を果たしていることが明らかにされる。

第2節「軍事司法制度」。本節では、取り上げられることの極めて少ない軍事司法制度（軍法会議）の問題が扱われる。まず、日本における軍法会議の沿革と制度の概要について触れられる。戦前の制度の基本的

骨格は、1908年に陸軍刑法および海軍刑法が制定されたのち、手続法的整備の一貫として1922年に施行された陸軍軍法會議法と海軍軍法會議法によって形成された。軍法會議の対象は軍人に限られず、「常人」（一般人）にも及んだこと、特設軍法會議は弁護人抜き・非公開であつたことなど、戦前の軍法會議の問題性が明らかにされていく。

次に、日本国憲法上、軍法會議の設置はどのように評価されるかについて、解釈論的検討が行われる。憲法76条2項の「特別裁判所」に軍法會議が含まれることについては解釈論上争いはない。ただ、その法的根拠づけについては、法の下の平等（憲法14条）および裁判を受ける権利（32条）を挙げる説、これに加えて司法の民主化の原則を挙げる説などがある。32条の裁判請求権的性格を重視し、特別裁判所設置禁止をもって、人権としての裁判を受ける権利の制度的保障と解する説もある。平和的生存権を保障すると同時に、統治機構の徹底した平和的性格を要求する日本国憲法の場合、軍事裁判所（軍法會議）の諸形態は、憲法76条2項、14条、32条の規定からだけでなく、より根本的には憲法9条の平和主義から導かれることも指摘される。

戦後、軍事司法の諸形態が様々に検討されてきたが、憲法上それは不可能であるため、一部を除いて、軍法會議ないし軍事刑事裁判所の設置を主張するものはいない。

さらに、旧西ドイツにおける軍刑事裁判所をめぐる問題点にも言及される。基本法96a条（のちに96条2項）は、軍刑事裁判所を連邦裁判所として認めているが、その設置要件は、「防衛事態」（外国からの武力攻撃時）および、軍人が外国に派遣され、軍艦に乗艦していること、である。これが機能するためには施行法律が必要だが、まだ制定されていない。この96条をめぐるドイツの議論状況が言及される。また、施

行法律を欠いたまま、「軍服を着た裁判官」が軍事演習などで、軍刑事裁判所の訓練を事実上行っていること、また、96条2項削除論も「緑の党」などから主張されていることが紹介される。

第3節「軍事秘密保護制度」。本節は、日本公法学会第52回総会(1987年、神戸大学)における報告をまとめたものである。

現代国家における秘密増大の原因、秘密保護を正当化する根拠などが検討されたのち、日本における秘密保護制度の展開が検討される。まず、軍機保護法や国防保安法などの戦前の秘密保護制度とその問題点が指摘される。次に、現行法制度上の秘密の存在形態のうち、「軍事秘密」を対象とするものとして、刑事特別法、MSA(MDA)秘密保護法、自衛隊法の3つが取り上げられて検討される。さらに、旧西ドイツにおける国家秘密をめぐる問題状況が俯瞰される。特に、1968年刑法改正における秘密保護領域での一定の「リベラル化」と、それへの判例の影響（特に連邦通常裁判所ペッチ事件判決および連邦憲法裁判所シュピーゲル事件判決）について言及される。関連して、諜報機関の法的統制の問題も検討の対象とされる。

最後に、次の3点が総括的に指摘される。第1に、日本国憲法のもとでは、軍の存在を前提とした軍事秘密は原理上否定される。軍事秘密は現行憲法上存在しないから、公務員の職務上の秘密（公務の円滑な運営上必要な範囲内のもの）を除いては、軍事秘密を含む国家秘密の保護は憲法上正当性を有しない。第2に、情報公開法における適用除外の範囲を議論する際には、一定の情報を秘密保護の名で除外した上で、その残余を裁量によって提出するという態度ではなく、あくまでも政府機関に対する情報開示義務の制度的確立を原則とすべきである。第3に、現に存在する軍事秘密との関わりでの今後の課題として、秘密の範囲の限

定や、秘密指定手続の改善、秘密指定基準・手続などへの議会関与の形態と方法の追求、軍事・安全保障などに關わる秘密事項を議会の特定委員会にのみ開示して、秘密領域に対する議会統制をはかる制度的検討などが指摘される。

#### 第4章 「緊急事態法制の展開——その1」

本章では、緊急権の一般論とドイツにおける緊急事態法制の展開が分析される。

第1節 「憲法と国家緊急権」。本節では、国家緊急権に関わる一般的問題が検討される。

国家緊急権とは、戦争、内乱、大規模自然災害など国家の維持・存続を脅かす重大な非常事態に際して、平常時の立憲主義的統治機構のままではこれに有効に対処しかないとする場合に、執行権に特別の権限を付与または委任して特別な緊急措置をとりうるように国家的権力配置を移行する例外的な権能と定義される。歴史上そのゲネシスは、ローマ共和制下の立憲的独裁に遡及する。だが、国家緊急権概念が固有の問題性をもつのは、近代立憲国家が登場してからのことである。本節では、国法学における緊急権概念の生成が検討された上で、緊急権制度の歴史的展開がフォローされる。その際、主としてフランスを例に、(1) 軍事的合団状態＝軍事戒厳、(2) 政治的合団状態＝政治戒厳、(3) 法治国家的合団状態＝戒厳という3つのあらわれ方が抽出される。次いで、フランスの影響を受けたドイツの制度に立ち入り、とりわけプロイセン合団法の問題性と、ヴァイマール憲法48条の緊急命令権の問題性がそれぞれ検討される。その上で、戦後のドイツ基本法の緊急権の制度化の過程が概観され、緊急権の制度化を極限まで追求しても、「新しい事態」の出

現によって制度化の枠を越える遠心・解離的傾向が不可避的に生み出されるという緊急権のアボリアが指摘される。

最後に、国家緊急権に対する日本国憲法の「沈黙」の意味について言及される。この憲法の徹底した平和主義は、軍の存在を前提とし、かつ執行権への権力集中をはかる国家緊急権のいかなる制度化をも拒否したものと解されること、そして、法令レヴェルでの緊急権の制度化が進むなかで、憲法の「沈黙」の積極的意味の再認識の必要性が強調される。

第2節「旧西ドイツにおける緊急事態法制」。本節では、ドイツにおける緊急事態法制の展開過程が3期に時期区分される。そして、対内的緊急事態の整備確立が進んだ1970年代について具体的に分析される。

1968年の「緊急事態憲法」と呼ばれる第17次基本法改正では、対内的緊急事態の領域における「安全の欠缺」が生まれた。当時は、対外的緊急事態の制度化に重点が置かれたこと、また、社会民主党（SPD）が対内的緊急事態の制度化に抵抗したことなどがその背景にある。

70年代に入り、対内緊急事態の領域における多くの施策が実施されていく。その画期が1972年の第31次基本法改正である。そこでは、連邦刑事警察庁（BKA）や憲法擁護庁（BFV/LfV）、連邦国境警備隊（BGS）の組織・権限の強化がはかられた。70年代にテロリズムが大きな問題となるや、さらにコンピューターを駆使した監視システムも整備され、憲法擁護機関による市民に対する盗聴行為も、「超法規的緊急事態」の論理で正当化されていく。

かくて、本節では、70年代に、基本法の改正や各種立法の制定、さらに対内的緊急事態領域を担任する治安・情報機関の権限強化などが進み、対内的な「安全の欠缺」が充足され、「緊急事態法制」全体としての完成形態に到達したことが指摘される。

第3節「E・W・ベッケンフェルデの非常事態規定モデル」。ここでは、前節で触れた70年代のテロリスト対処措置が、「超法規的緊急事態」の法理を持ち出すことで正当化されたことに対して、批判的姿勢を明確にしつつ、非常事態規定モデルと、具体的な基本法改正案を提示したのが、憲法学者のベッケンフェルデである。本節は、このベッケンフェルデ提案の紹介とその問題性の検討に主眼が置かれる。

ベッケンフェルデは、非常事態の規定化に必要なこととして、(a) 非常事態の要件および発生、(b) 非常事態の主張の管轄権、(c) 非常事態の目的の限界づけ、を挙げる。そして、非常事態規定のモデル構造として、次の五点を指摘する。すなわち、(1) 平常状態と非常事態との区別、(2) 非常事態の確定権限と非常事態機能の保持との分離、(3) 非常機能の規定、(4) 非常事態の保持者の責任および統制、(5) 大規模な非常事態と小規模な非常事態、である。ベッケンフェルデは、この5つのモデルの相対的性格を自覚しつつも、非常事態措置と憲法秩序との整合のリミットを追求する。

その試みとして、オリジナルな基本法改正案が提示される。

第X条「非常事態の宣言および終了」。ここでは、非常事態宣言をギリギリまで議会のもとに置く努力がはかられている。「危険が切迫している」場合は、連邦議會議長が連邦参議院議長の同意を得て宣言できるとしているのがポイントだろう。

第Y条「非常機能の保持者および内容」。ここでは、非常事態措置の制限や限界づけが試みられている。制約される基本権を限定し、非常事態でも侵害されない基本権も明示している。

第Z条「非常機能の責任および統制」。非常事態措置に対する連邦憲法裁判所による司法統制が規定される。また、議会調査委員会による非

常事態措置の実施に関する事後的統制も定められている。

こうした基本法改正を含む非常事態規定モデルは、ベッケンフェルデの憲法政策的態度表明といえる。ベッケンフェルデは、不文の国家緊急権を導く「欠缺理論」（K・シュテルン）を批判しつつ、非常事態の立憲的限界づけをはかるのだが、本節では、このベッケンフェルデの試みが批判的に検討される。特に、非常事態要件の曖昧さ（無規定的法概念の使用）、平常状態と非常事態との区別の困難性、連邦議会議長への実質的権限移譲の問題性、制限される基本権列挙の問題性、「平常状態に限りなく近い非常事態」の可能性などの問題が批判される。

## 第5章 「緊急事態法制の展開——その2」

本章では、前章におけるドイツの制度の分析に続いて、日本における緊急事態法制の現象形態である「有事法制」の問題が検討される。

第1節「日本における『有事法制』の展開」。ここでは、日本における「有事法制」研究の歴史が概観されたのち、1977年に開始される「有事法制」研究の分析がなされる。この研究は、第1分類（防衛庁所管法令）、第2分類（他省庁所管法令）、第3分類（所管が明確でない法令）の3つに区分されて実施されてきた。1981年に第1分類に関する中間報告、1984年に第2分類に関する中間報告がそれぞれ出されたが、第3分類については未だに何も報告がなされていない。本節では、第2分類に絞って検討される。

第2分類中間報告は、10以上の省庁にまたがる70項目の法令を検討した結果、「有事」に際して特例措置や適用除外を定める必要があるものとして、7項目11法令が摘出された。特例措置が必要とされたのは、部隊の移動等に際しての道路法上の特例措置、陣地構築のための海

岸法や、建築基準法上の特例措置、火薬類の取扱上の関連法令の措置、野戦病院のための医療法上の特例措置、戦死者の応急埋葬のための墓地・埋葬等に関する法律の特例措置などである。解釈・運用で対応可能と判断されたものも少なくない。本節では、それぞれ、具体的な事例に即して分析・検討されている（具体例省略）。

いうまでもなく、日本国憲法は軍事目的や「有事」における人権制限を認めていない。だが、現実には、「憲法の枠内での有事法制の検討」というパラドキシカルな事態が進行中である。本節では、以上の分析を踏まえつつ、「憲法の枠内」という前提に立つ以上、「有事法制」の研究内容にも「法治主義の基本原則」が貫徹されなければならないことが強調される。

第2節「民間防衛法制」。前節で言及された第3分類の「有事法制」研究のメイン項目は「民間防衛」である。「民間防衛」とは、「敵の攻撃から国民の生命、財産を守り、公共の建築物、設備、文化財等を防護し、速やかな復旧をはかることを目的とする組織的な非軍事的諸活動」と定義される。

本節ではまず、戦前日本の防空法制（「民防空」）の問題が検討される。1950年代の「民間防衛」構想は、戦前の防空法制を印照点としたものだった。だが、その後、特に「国際的武力紛争の犠牲者保護」に関わるジュネーブ議定書との関係で、「民間防衛」も語られるようになる。80年代の「民間防衛」に関する展開が分析される。

次いで、この分野での「先進国」である旧西ドイツの民間防衛法制の状況が分析される。ドイツでは、1968年に3つの「民間防衛」関係の法律の制定以降、五つの法律に「民間防衛」に関する法規定が「散在」するという状況にあった。1984年にこれを整理・統合する目的

で「民間防衛法案」が提起されるが、冷戦末期の中距離核兵器の欧州配備をめぐり、「民間防衛」施策への批判が強まっていく。そこで論点が紹介される（特にシェルター設置義務や民間防衛勤務義務など）。冷戦の終焉という新しい状況のもとで、ドイツでは「民間防衛」の制度や仕組みが改められ、災害対処中心の方向にシフトしつつある（補論）。

「民間防衛」は、市民の生命・財産の保護につながる非軍事的・人道的活動という側面は持つものの、緊急事態（「有事法制」）の一環に位置づけられ、「軍事的要素」が混入していることをどう考えるかという困難な問題を含む。結論的に、日本国憲法の平和主義との関係で、「民間防衛」には慎重な姿勢が求められること、むしろ、軍事的要素との関係を切断し、災害・重大事故等の対処する徹底できる組織・制度を別個に考えるべきことが説かれる。

第3節「安全保障会議設置法」。ここでは、1986年に制定された安全保障設置法が検討対象となる。この法律に基づき、国防会議に代わって、内閣のもとに、「安全保障会議」が設置された。本節では、「安全保障会議」の組織・権限・機能等の問題が分析される。

まず、安全保障設置法の問題点として、そこにいう「重大緊急事態」という概念が多義的であり、ハイジャックから治安問題にからむ大規模災害に至るまで、「対外的緊急事態」類型に含まれない多様な危機のタイプが包含されている。「重大緊急事態」における「対処措置」は、内閣総理大臣の広範な裁量のもとにある。これにより、既存の「緊急事態対処体制」が、内閣総理大臣のもとに統合運用されることが可能となつた。ドイツの緊急事態が、緊急事態の認定をギリギリのところで議会に与えたこと（「非常議会」〔合同委員会〕）にも言及され、安全保障会議に基づく「重大緊急事態対処措置」が行政のトップの判断にほとんど委

ねられている問題性が指摘される。

ただ、安全保障会議は、「大統領型首相」を指向した当時の内閣総理大臣のもとで、アメリカの国家安全保障会議（N S C）類似の機関が目指されたが、日本の条件のもとでは、必ずしも十分には機能してこなかった。

第6章は、「『ポスト冷戦』の軍隊の新しい機能」である。

本章では、冷戦後の新しい条件のもとで、軍隊にどのような新しい任務が付与され、かつそれが軍事法制にどのようなインパクトを与えていくかを見る。

第1節「PKO協力法」。ここでは、1992年のPKO等協力法施行に伴う問題が検討対象となる。特に「PKO5原則」と実際の運用との整合性の問題、「指揮」と「指図」の区別や、「武器の使用」と「武力の行使」の区別の合理性などが検討される。PKO等協力法施行の背景や意義について言及される。そして、自衛隊法3条の本則改正をにらんで、日本国憲法の平和主義に適合的な、あるべき「平和的国際協力」との距離が指摘される。

第2節「PKO協力法と自衛隊の変容」。ここでは、PKO等協力法に基づく自衛隊の「海外派遣」のなかで、自衛隊自身がどのように変容してきたかが分析され、冷戦後の軍事力の新しい存在証明の試みも紹介される。

次に、自衛隊のあり方をめぐる議論の歴史が簡単に回顧され、近年の「安全保障基本法」や「平和基本法」の構想について批判的に検討される。また、自衛隊の「将来構想」について様々な選択肢がありうるが、憲法の平和主義の実現という視点からは、「最小限防禦力」論のような

曖昧な概念の採用には抑制的であるべきことが指摘される。

第3節「ドイツ連邦軍のNATO域外出動と基本法」。まず、ドイツ連邦軍のNATO域外出動の経過と背景が分析される。特に1982年頃まで、連邦政府は一貫して、NATO域外への出動は基本法違反との立場を堅持していたことが明らかにされる。1987年のイラン・イラク戦争頃から微妙な変化が生まれ、1990年の湾岸危機→戦争の時から大きく転換を開始したことにも明らかにされる。

次に、域外出動をめぐる議論状況が、一般世論の分析、野党の主張、元軍人たちの批判的意見などを通じて俯瞰されていく。

さらに、憲法学説はこの問題をどのように解しているかが検討される。ここでは、基本法87a条2項の解釈が問題となる。

この条項は、「軍隊は、防衛のためのほか、この基本法が明文をもつて許す限度においてのみ、これを出動させることが許される」と定める。防衛目的以外に基本法が連邦軍の出動について規定しているのは次の3つの場合である。すなわち、災害派遣（35条2、3項）、「防衛事態」または「緊迫事態」における民間物件保護や交通規制のための出動（115a条、80a条）、対内的緊急事態の場合（87a条4項）である。学説は、87a条2項の「防衛」の概念の射程、「出動」概念の限定（執行権力の投入でない使用は含まれないという説）、基本法24条2項の「相互的集団安全保障体制」概念との意味連関などによって構成が異なってくる。「明文をもって」を厳格に解すれば、NATO域外への出動は違憲となる。他方、24条2項を明文の授權と解すれば、国連決議を受けた域外出動は集団安全保障の枠内での出動として合憲となる。この不安定な法状態を解決すべく、社会民主党のガンゼル議員の基本法改正案も紹介される。

なお、連邦憲法裁判所は1994年7月の判決で、24条2項を憲法上の根拠とし、かつ連邦議会の事前の同意を条件に、連邦軍をNATO域外にも出動させると判示した（補注参照）。これ以降、ドイツのNATO域外出動は、基本法改正を伴うことなく、解釈・運用によって「定着」し、質・量ともに拡大されつつある。

#### 終章「脱軍事化への道程——軍事法制の終焉」

最終章たる本章では、6章までの叙述を踏まえ、ポスト冷戦期の軍事力の変容が実証的に分析される。その上で、軍事力によらない平和のありようが追求されるとともに、脱軍事化への方向が示唆される。

第1節「ドイツ連邦軍の『改編』構想——『正当化ストレスのもとにある軍隊』」。

本節では、ドイツ連邦軍の「改編」構想を素材にして、冷戦後の「軍事的なるもの」の復権現象を、脱軍事化への屈折したプロセスとして捉え、実証的に分析される。その際、1992年の「新防衛計画」に基づく「独立委員会報告書」が主たる検討対象となる。

報告書では、軍隊の任務として、「主任務」たる防衛に加えて、平和維持活動や国連決議実施のための軍事出動、外国への人道・災害出動が「第二義的任務」として重視されていること、安全保障の範囲について地理的限定をはずされ、広く全世界に拡大されていること、「外征軍」型への転換志向が見受けられること、などの特徴点が指摘される。

本節では、報告書の起草者でもあるK・ナウマン連邦軍総監の思想と構想が分析され、「普通の国」(Normalität)への衝動の背景と論理も明らかにされていく。そして、「危機対応部隊」(KRK)の具体的構想が、部隊編制を含めて紹介される。組織面でのこうした変化は、装備面

や指揮機構の面、さらには教育・訓練面にもあらわれている。

こうして、ドイツ連邦軍がNATO域外を越えて展開する「連邦世界軍」(Bundesweltwehr)に転換しつつあることが具体的に示される。この傾向は、W・ヴェッテによれば、「現代軍事介入主義」と特徴づけられている。その特徴的標識としては、(1) 全周警戒主義、(2) 國際的責任と国益を軍事政策的に定義する政治的意思、(3) 政治の手段としての戦争の再正当化(復権)、(4) 世界強国の役割(ドイツの大國化)である。

## 第2節 「脱軍事化の動向と平和論」

前節で見たような軍事の活性化傾向に対して、脱軍事化の様々な兆候も存する。まず、「国民国家」の枠組が相対化され、「社会間の関係」にシフトしつつある状況のもとで、軍事力の無意味化の兆候が生まれていることが指摘される。

次に、湾岸戦争を契機に、「人権干渉」や「人道的介入」といった、平和論のなかに見られる軍事力の復権が批判される。非軍事平和に徹する立場の議論が紹介される。特に、元海軍准将の平和論は注目される。様々な違いや温度差はありつつも、現代世界における脱軍事化の巨大な歩みに対する積極的評価という点では、これらの議論は共通している。ただ、これらの平和論のなかには、軍事力の即効性や、一定の条件を付けて評価する議論もある。

非軍事的任務の増大と「安全保障」の転換についても言及される。特に、地球環境という観点から、エコロジー的脅威という新しい脅威に対処する必要性が強調される。

最後に、脱軍事化の具体的兆候として、いくつかの国における徵兵制廃止の動きなどが紹介される。特に、若者の間の意識変化が注目される。徵兵拒否の急増のなかで、自然災害や環境破壊における援助活動への参

加には積極的姿勢をとる若者が少なくないことも明らかにされる。これは、軍隊の存在が無意味化したのち、どのような組織が期待されるかという方向をも示唆する。

### 第3節「軍事力によらない平和——脱軍事化に向けて」。

本節では、まず非軍事的手段の有効性が再度明らかにされる。非軍事的紛争処理とは、「軍事力の行使なき処理に努力するところの、紛争処理と仲裁のあらゆる手続、方法および手段」であり、それは次の3段階に即した措置を必要とする。すなわち、(1) 紛争予防、(2) 紛争の段階的緩和、(3) 暴力抑制的保護措置、である。そして、N G Oなどによる「早期警報」を含む前段階の努力の重要性が浮き彫りとなる。また、紛争調停の前提としての、軍事援助の完全な中止や、武器輸出の禁止などの重要性も説かれる。さらに、違反国に対する制裁措置として、「国際的制裁支援基金」の必要性も指摘される。

次に、紛争地域の内側からの平和的世論形成とそれに対する支援の有効性・必要性が紹介される（旧ユーゴにおける「平和的政治過程を直接に促進する」援助の例）。

また、非軍事・国際・災害援助隊構想にも言及される。ここでは、オーストリア災害援助隊の活動とドイツ災害援助隊構想が紹介される。

さらに、非軍事的平和活動の例として、「市民的平和活動」の構想が紹介・検討される。まず、兵役に対する代役として実施されている民間役務(Zivi)を、高齢化社会の到来を目前に積極的に位置づけ直すことが強調される（「福祉戦争」の「戦士」）。その上で、これとは相対的に区別される「市民的平和活動」について検討される。これは、非暴力的紛争解決の手段であり、非暴力の立場に徹して、紛争当事者を仲裁したり、紛争地域で様々な援助活動を展開したりする。その具体例が、国際

平和旅団（P B I）である。その具体的活動が詳しく紹介される。

最後に、軍隊に対する統制とその平和的転換について言及される。ここでは、軍隊に対する民主的統制を徹底していくなかで、最終的に、軍隊の民間転換(Konversion)の問題が分析される。ドイツにおける民間転換の議論の紹介ののち、日本における自衛隊の平和転換（解編）の問題が検討される。ここでは、地球規模での非軍事活動の必要性の増大、N T Tに次ぐ日本第2位の「大経営」のメリットを活かすこと、自衛隊の解散と新しい非軍事組織への転換による世界平和への多大の貢献などの問題が指摘され、そのより一層の具体化を課題として残している。

以上、軍事法制の分析に始まり、脱軍事化への道筋の提示をもって本書の叙述は終わる。

以上